

# 「墨田区自転車活用推進計画」の策定の考え方について

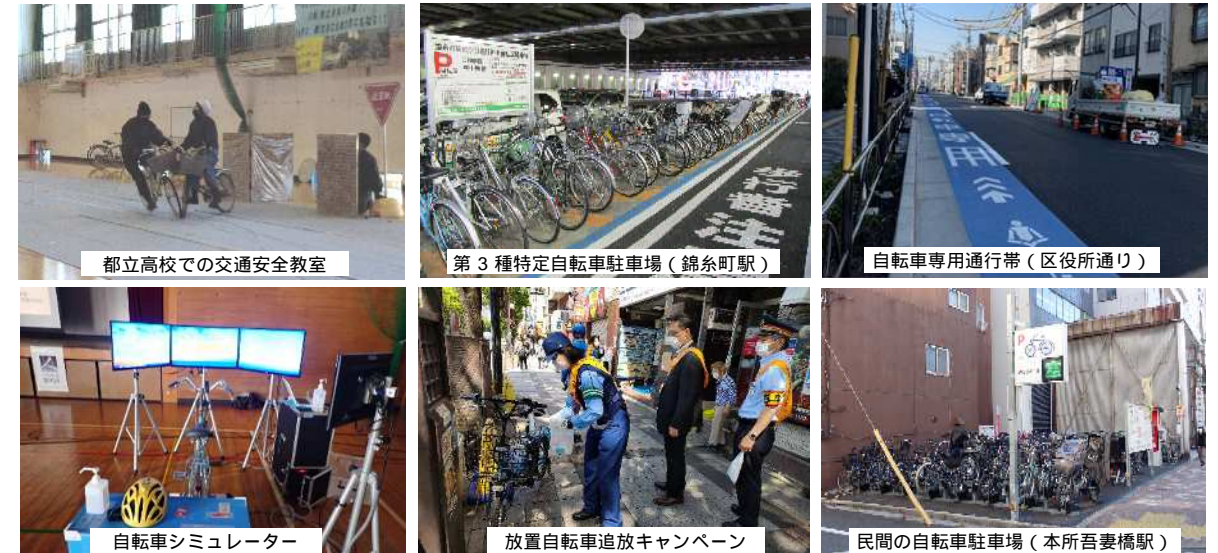
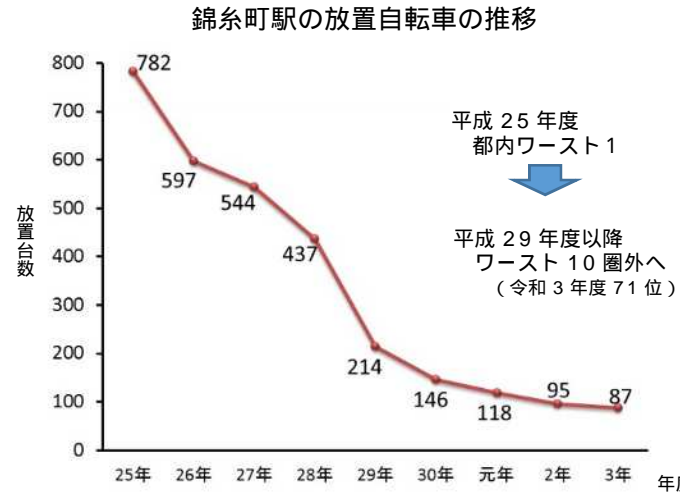
## 1 趣旨

自転車の活用の推進に関する施策の総合かつ計画的な推進を図ることを目的とした「自転車活用推進法」が平成29年5月に施行され、これを受けて、国及び東京都では、自転車活用推進計画が策定された。

自転車活用推進法第11条では、市区町村においても、自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならないとされている。

区では、平成25年度に、歩行者や自動車と共存した安全で快適な自転車利用の実現を図るため「墨田区自転車利用総合方針」(以下「総合方針」という。)を策定し、計画を進めている。

この総合方針の計画期間が、令和5年6月に終了するので、総合方針の更新を含めた「墨田区自転車活用推進計画」(以下「推進計画」という。)を今年度に検討し、策定する。



## 2 総合方針の取組実績と推進計画の目標

### 墨田区自転車利用総合方針(平成25年6月~計画期間10年)

#### 取組施策(抜粋)

#### (1) 正しい自転車の利用の仕方の普及へ向けたルール・マナー遵守の啓発推進

10年間の取組実績(例)

|   |  |   |
|---|--|---|
| ア | スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室の継続                    | スクアードストレイト方式の交通安全教室を、教育委員会事務局や警察署と協力して年2回(うち1回は都立高校)実施した。               |
| イ | 自転車駐車場利用への誘導(区施設・民間を問わず誘導)                     | 放置禁止警告札に民間駐輪場位置を図示したことや、駐輪場マッチング会社による駐輪スペースのシェアリング導入により、自転車駐車場への誘導を図った。 |
| ウ | 繁華街での平日夕方、休日の巡回監視と撤去作業                         | 平成29年度から錦糸町駅周辺の民間委託化により、巡回監視と撤去作業を毎日実施し、放置自転車数を減少させた。                   |
| エ | 自転車駐車場の利用者に対する区民交通傷害保険の加入啓発、加入の場合のインセンティブ付与の検討 | 一斉登録承認の郵送時に保険パンフレットを同封して加入促進に貢献した。都条例で保険加入が義務付けされた。                     |

#### (2) 放置自転車削減への取り組み

|   |                  |  |
|---|------------------|--|
| ア | 撤去対象駅と自転車保管所の見直し | 駅と保管所の位置関係を見直し、特に錦糸町駅では大幅な輸送効率と返還業務の利便性の向上を図った。                  |
| イ | 平日における返還業務の追加検討  | 平日は水曜のみ12時から15時までだった返還業務を、平成29年度から毎日14時から19時までまでに拡大し、利便性の向上を図った。 |

#### (3) 利用形態に配慮した自転車駐車場の整備

|   |                                      |   |
|---|--------------------------------------|---|
| ア | 利用の少ない2段式駐輪ラックを大型子乗せ自転車の平置き駐輪場所へ置き換え | 錦糸町駅北口・南口地下、押上駅前の利用頻度の低い2段式ラックを、大型子乗せ自転車のニーズに合わせ随時撤去し、平置きスペースの拡大を図った。 |
| イ | 自転車駐車場の付置義務の見直し                      | 付置義務対象施設の追加(飲食店、学習施設、スポーツ施設、病院・診療所など)と、対象面積の変更により、16施設1,056台が創出された。   |
| ウ | 民間事業者による自転車駐車場整備への協力要請               | 東武鉄道沿線、京成電鉄沿線、JR両国駅では鉄道事業者により、本所吾妻橋駅で民間企業の整備により、10駅17か所1,975台が創出された。  |
| エ | 区主体による一時利用者向け自転車駐車場の整備               | 平成26年度から国技館通り、北斎通り、四ツ目通り、京葉道路の歩道に第3種特定自転車駐車場として、9か所255台を整備した。         |
| オ | 自動車用時間貸し駐車を、自転車用に転用する整備補助の検討         | 駐車場所有者に補助制度の需要を確認したが、整備後の収益見込みが不透明なため、導入に至らなかった。                      |

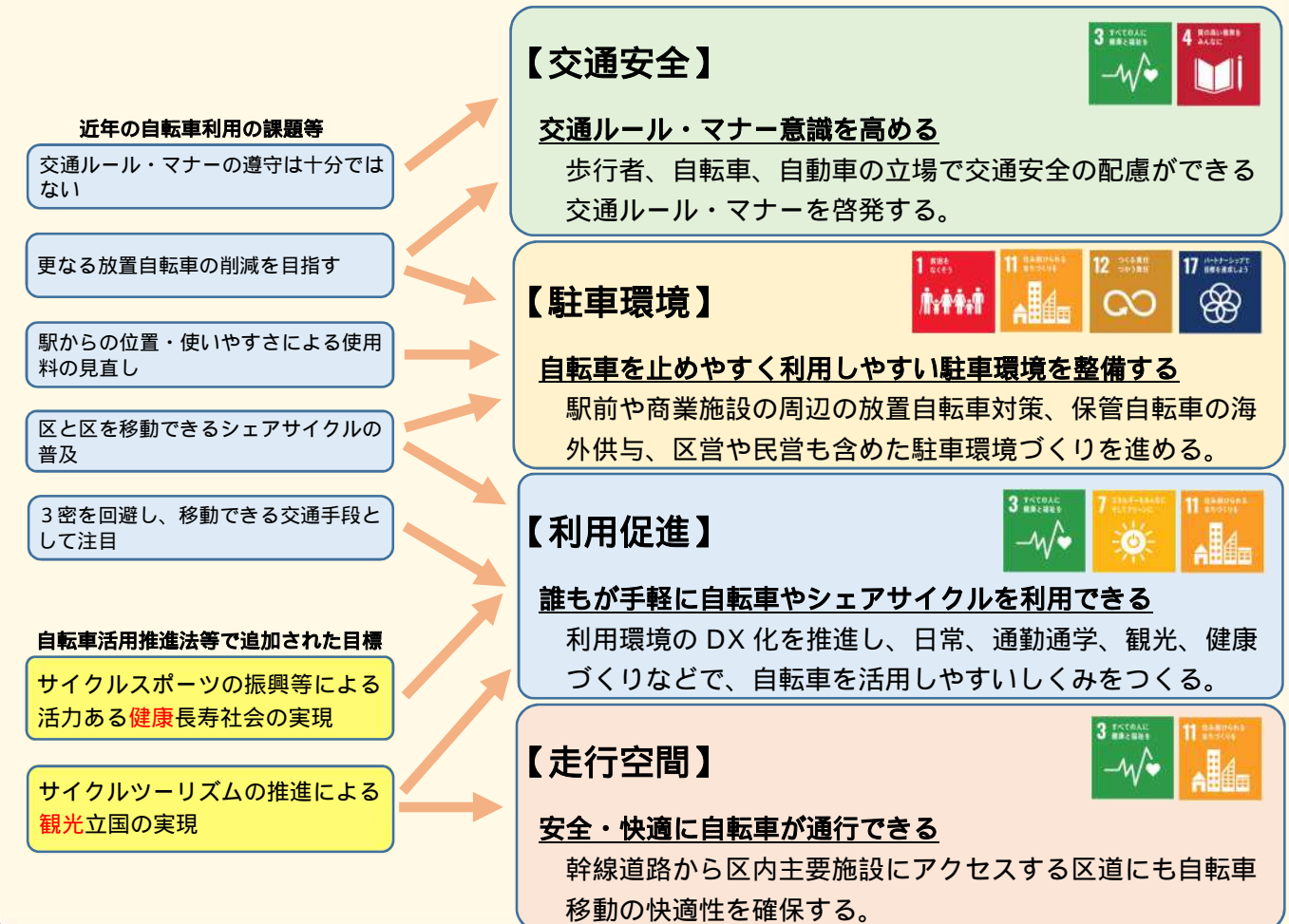
#### (4) 安全で快適な走行環境整備

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 自転車走行空間の確保、もしくは明示に向けた調整 | 曳舟川通り2.5km、八広はなみずき通り1.2km、区役所通り1.2kmに自転車専用通行帯を、北斎通り1.8kmにナビマークを整備した。 |
|-------------------------|--|

継続する取組施策の検証のもと計画を策定する

### 墨田区自転車活用推進計画(案)(令和5年度~計画期間10年)

自転車利用者の安全意識向上を図るとともに、環境にやさしく快適な自転車利用環境の確保に向けた4つの基本目標のもと、SDGsの視点を踏まえ取組を進めていく。取組は、中間年(令和9年度)に見直しを行い、必要に応じて改定していく。



## 3 推進計画の検討

推進計画を策定するに当たり、学識経験者、国道・都道管理者、警視庁、鉄道事業者、区民・商工・観光関係機関と意見交換を行い、計画に反映させる。

## 4 検討スケジュール

| 令和4年度 |                    |    |        |     |        |                     |    |        |    |              |  |
|-------|--------------------|----|--------|-----|--------|---------------------|----|--------|----|--------------|--|
| 6月    | 7月                 | 8月 | 9月     | 10月 | 11月    | 12月                 | 1月 | 2月     | 3月 |              |  |
|       | ・意見交換会<br>・アンケート調査 |    | ・意見交換会 |     | ・意見交換会 | ・パブリックコメント<br>・議会報告 |    | ・意見交換会 |    | 計画策定<br>議会報告 |  |